

特別用途食品制度のあり方に関する意見

1. 団体名 (社) 日本栄養士会 全国福祉栄養士協議会
2. 代表者 協議会会長 政安静子
3. 団体概要
 - ・目的 本協議会は、福祉施設および関係機関において、クライアントの栄養管理に従事する栄養士の資質の向上を図り、もってわが国の福祉及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。
 - ・組織構成 福祉施設および関係機関に勤務する管理栄養士・栄養士であって、(社) 日本栄養士会に所属している者
 - ・活動内容
 - 1) 講習会・研修会等の開催
 - 2) 調査研究・指導ツールの開発と普及
 - 3) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業
4. 専ら医療用途で用いられる食品を巡る現状
 - ・専ら医療食品で用いられている食品に関する情報をどのように得ているのか。あるいは選択しているのか。
 - 1) 情報は、主に各食品メーカー、医療用途食品卸業者の訪問による情報提供。他に各研修会等における展示等で情報を得る。
 - 2) 選択にあっては、利便性（少量での栄養補給、治療目的に合った栄養素調整、咀嚼嚥下に応じた食形態ができる）、治療効果と必要栄養量の確保が主である。
 - ・介護保険施設及び在宅における患者への使用実態と問題点
 - 1) 医療用目的で流通している病者用食品は、何らかの疾病を有している利用者に対して使用している。使用状況調査は行っていないが、介護老人福祉施設でも、一般病院や他の介護施設からの入所者は、心疾患や糖尿病、腎疾患等の罹患者が多く、これらの食品に類似した食品も含め、使用頻度が高まってきている。
 - 2) 高齢者用食品であるそしゃく困難者用食品およびそしゃく・えん下困難者食品は、施設では非常災害食として活用していることが多い。在宅では類似の製品が出回っていることもあり、利便性から利用が高まってきている。
 - 3) 多くの管理栄養士は、特別用途食品が品質や安全性を保障しているとの価値は認めながらも、栄養成分等の企業表示を信頼して、類似食品を利用していることが多い。
5. 特別用途食品制度のあり方に関する意見
 - 1) 病者用食品は、傷病者または低栄養の高齢者等を対象としていることから、これら認可されている食品が優先的に利用される必要がある。その有用性を高めるためにも、介護保険施設等において、その製品の有用性を検証する仕組みも必要であり、我々も今後鋭意努力したいと思っている。
 - 2) 現在多くの介護保険施設において、認知症により摂食が不可となり経腸栄養になっているケースが増加してきており、経腸栄養剤（濃厚流動食）の使用が多くなっている。さらに、糖尿病・腎疾患・肝疾患等の各疾患別濃厚流動食も製品化されていることからますます増加してくると思われる。また、経腸栄養から経口へと移行するための訓練食、そしゃく・

えん下困難者食品の需要が増加している。これらの食品の使用頻度が多くある中、その質の担保を図り、有効性と安全性を制度によって保障することが必要と考えている。

したがって、濃厚流動食、そしゃく・えん下困難者食にあつては、選定基準を設け、病者用食品に位置付けるとともに、医師の指示、管理栄養士の指導の下（療養食加算）に使用できる制度を設けていただきたい。

- 3) 生活習慣病等の食事療法として、低カロリーや減塩などを強調した食品が、市場にあふれでている。これらにおいては、安全性はもとより過剰摂取による健康障害が起り得る現状がある。それらの製品を安全性・有効性などを整理し、適切な単価で入手しやすい販売機構（スーパー、コンビニなど）を構築していただきたい。
- 4) 在宅において病者用食品を使用する際、一般小売りがされていないことから通信販売に頼っている現状がある。また、購入単位がケース単位となり梱包が大きい、高価であることや流通経路等に問題があることなど、手軽に使用できない状況にある。安全で有効性のある特別用途食品が薬局、介護ショップ、介護保険施設等で小売りされ、管理栄養士等の指導のもと、必要な量を安価に入手し使用できる仕組みを設けていただきたい。なお安価とは、一般的な食費程度を指す。
- 5) 治療食、そしゃく・嚥下困難者用食品などの宅配にあつては、一人暮らしの高齢者、障害者等にとっては、便利であり治療効果も期待できると思われるが、効果的な使用ができず、微量栄養素など不足する栄養素がでるなど、リスクを伴う場合もある。したがって、在宅における宅配食の利用にあつては、管理栄養士が行う栄養食事指導とリンクさせ、有効性も含め評価することが必要となることから、栄養マネジメントのような仕組みを設けていただきたい。